

滑川市とCOMMON株式会社との包括連携協定書

滑川市（以下「甲」という。）とCOMMON株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり包括連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携し、それぞれの資源を有効に活用した活動を推進することにより、地域課題の解決を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- (1) 防災対策の強化及び災害時における支援に関すること
 - (2) 公共空間の利活用に関すること
 - (3) 地域経済の活性化及び発展に関すること
 - (4) 公民連携の促進に関すること
 - (5) その他地域課題の解決に関すること
- 2 甲及び乙は、前項各号に定める連携事項を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組の内容及び実施方法、役割等については、別途協議の上、取り決めるものとする。

（災害時の協力）

- 第3条 甲において災害が発生し、又はそのおそれがある場合には、甲は乙に対して食事提供及び物資供給について協力を要請することができる。
- 2 要請は原則として文書により行う。ただし、緊急の場合には口頭や電話等によることができ、後日速やかに文書を提出する。
- 3 乙は、要請を受けた場合、優先的な食事提供及び物資供給に協力するよう努めるものとする。
- 4 供給・搬送に係る費用その他の詳細は、別途協議により定めるものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。但し、有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも本協定を終了させる旨の申し出がない場合は、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定の検討及び実施において知り得た相手方の秘密情報について、相手方の事前の書面による承諾なく、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。

2 甲及び乙は、本協定が前条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項の守秘義務を負うものとする。

（疑義等の決定）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の各条項の解釈に関し疑義等が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和7年10月24日

甲 富山県滑川市寺家町104番地

滑川市長

水野達夫

乙 京都府京都市下京区花屋町通櫛笥西入薬園町170-2

COMMON株式会社

代表取締役

増田勇樹